

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、
休む日
がとる
日
の翌
日）

目次

- ◇ 告 示 家畜人工授精講習会の開催
- 定期種牡畜検査の実施
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- ”
- ”
- 解除予定の保安林
- ”
- ”
- 調理師試験の実施
- ◇ 公 告 地方職員共済組合定款の一部変更
- ◇ 雑 報 昭和四十三年度決算の要旨

告 示

鳥取県告示第五百十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号

の規定による牛の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 開催場所 東伯郡赤碓町松谷六〇六 鳥取県立畜産講習所
- 二 開催期間 昭和四十四年九月十八日から九月三十日まで
- 三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書（二部）に同規程同条各号に掲げる書類（各一部）を添えて所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十四年九月十三日までに提出すること。
- 四 その他
 - 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
 - 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第五百十八号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する定期種牡畜（山羊）検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査開始時刻	検査場所
九月十六日	午前九時	日野郡日南町 生山家畜市場
十七日	"	倉吉市八屋 倉吉家畜市場
"	午後一時	東伯郡東伯町 東伯家畜市場
十八日	午前九時	米子市吉岡 西部家畜市場
二十日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
"	午後一時	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場

鳥取県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の五三
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町大字赤松字池ノ奥一七〇〇の五七（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字落折字ハサリ（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第三百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六九三の五三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字保田字先浜手一三〇(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

防潮えん堤敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第三百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和44年9月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和44年10月21日 午前9時

3 試験の場所

- (1) 鳥取、郡家、浜村の各保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市波城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子、根雨の各保健所管内の受験者

米子市熊町1丁目 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課
- (2) 提出書類
 - ア 受験願書（別紙によること。）なお、県外の居住者にあつては受験願書の余白に受験希望地を記載すること。
 - イ 履歴書（特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。）
 - ウ 受験資格を有することを証する書類
 - エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類
 - オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像の名刺形のもので、その裏面に住所、氏名及び生年月日を記載すること。）

(3) 提出期間

昭和44年9月20日から昭和44年9月30日まで。ただし、郵送の場合
は、提出期間内の消印のあるものに限りに有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願
書にはりつけ、消印しないこと。

7 携行品 筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指
示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、
合格者に合格証書を交付する。

別紙

調理師試験受験願

本籍		性別	男	女	
住所		生年月日	年	月	日生
氏名		卒業年月日	年	月	日
最終学校名		調理経歴	年	月	日から
現在の就業先			年	月	まで

収入証紙
はりつけ
欄

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたので、関
係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名 〇

鳥取県知事 殿

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定
に基づき、地方職員共済組合の定款の一部を変更することについて公告す
る。

昭和44年9月9日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

地方職員共済組法定款の一部を次のように変更する。

第22条第2号に次のように加える。

夕 神奈川県内広域水道企業団

附 則

この変更は、昭和44年5月1日から適用する。

地方職員共済組法定款第34条の規定に基づき、昭和43年度決算の要旨を
公告する。

昭和44年9月9日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

昭和43年度決算の要旨

第1 組合の概況及び掛金率等

1 組合に属する地方公共団体等の数

都道府県 46 一部事務組合 15

地方開発事業団 4 計 65

支部の数 47

2 組合員数、給料（俸給）月額及び被扶養者数

区 分	一 般	知 事	短 期	船 員	船 員	船 員	計
	数	人	人	人	人	人	人
組 合 員 数	323,706	45	3	1,197	4		324,955
給料（俸給）月額	千円 16,296,427	千円 4,950	千円 330	千円 56,995	千円 211,16,358,913		千円 50,342
組合員一人当りの給料（俸給）月額	円 50,343	円 110,000	円 110,000	円 47,615	円 52,750		円 50,342
被 扶 養 者 数	575,410	98	10	2,879	13		578,410
組合員1人当りの被扶養者数	1.78	2.18	3.33	2.41	3.25		1.78

3 組合の事務に従事する職員数

区 分	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
組 合 職 員	152	22	129	1,167	36	77	214	1,797
都道府県職員	389	56	45	47	9	34	9	589
計	541	78	174	1,214	45	111	223	2,386

4 短期経理、長期経理及び保健経理の掛金率及び負担金率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		長期 (追加費用)	保 健
	短期	長期	短期	長期		
一 般 事 知	35.3	45.0	35.3	62.5	19.1	1.7
	35.3	55.5	35.3	77.0	19.1	1.7

短 期	35.3	—	1.7	35.3	—	—	1.7
船 員 一 般	23.3	45.0	1.7	58.3	62.5	19.1	1.7
船 員 継 続	35.3	45.0	1.7	35.3	62.5	19.1	1.7

(注) 長期 (追加費用) 負担金率は、大阪支部にあつては20.5である。

第2 経理単位別の概要

1 短期経理

本年度においては、掛金率及び負担金率の引下げ並びに短期給付額の増加等の利益の減少及び損失の増加の要因があつたが、一方、負担金、掛金の基礎となる給料等の改定による増加があつたことによりる億2,000万円の当期利益金を生じた。

当期利益金は、不足金補てん積立金に積み立てた。年度末における当該積立金は、7億8,800万円となつた。

なお、支払準備金は22億400万円となつた。

2 長期経理

長期給付金の額が前年度に比較し約32%の増加となつたが、一方負担金、掛金及び利息収入等の額が前年度に比較し約20%の増加となつたため、収入総額300億1,900万円に対し、支出総額7億100万円であり、その差額229億1,800万円は責任準備金として積み立てた。

年度末における資産総額は、1,123億9,300万円となり、その運用状況は預貯金、信託、有価証券等に475億3,600万円 (42.29%)、組合員のための住宅建設、宿泊所、保養所の設置等に250億6,000万円 (22.30%) 及び組合員貸付等に397億9,700万円 (35.41%) である。

3 業務経理

短期給付及び長期給付の実施等組合の管理運営(福祉事業を除く。)に関する費用について経理するものであるが、本年度における費用総額は2億3,200万円であり、国および道府県からの事務費負担金1億5,600万円及び長期経理より繰入金7,800万円等により、これをまかへた。

4 福祉経理

福祉経理における事業の概要は次のとおりである。

(1) 保健経理

健康管理事業として、人間ドック、成人病検診その他の健康診断、医薬品の配布等を実施し、保健施設経営として、海の家、山の家、運動場等の経営を実施するとともに、各種のレクリエーション事業及び健康者表彰、長期療養者慰問等の事業を実施したが、その費用総額は4億4,500万円となつた。

(2) 医療経理

病院、診療所等を23支部が経営しており、その施設数は病院1、診療所20及び結核病棟5(資産総額3億3,700万円、長期借入金3,700万円)であるが、これらの施設の年間利用者数は141千件であり、施設収入は3億2,500万円となつた。

(3) 宿泊経理

宿泊所及び保養所74の施設(資産総額69億1,400万円、長期借入金43億2,900万円)を経営し、これらの施設の年間利用者数は、宿

泊688千人、会議会食等1,052千人であり、施設収入は22億2,900万円となつた。

(4) 住宅経理

住宅経理は2支部が設置しているが、本年度は事業を実施しなかつた。

(5) 貯金経理

組合員貯金事業は17支部が実施しており、貯金額は88億4,400万円(146千件)であり、年間の貯金利息支払額は5億7,500万円となつた。

(6) 貸付経理

組合員貸付金の総額は、396億3,400万円(貸付件数91,365件)であり年間の貸付利息収入額は19億4,300万円となつた。

(7) 物資経理

物資事業を11支部が実施(資産総額6億4,400万円、長期借入金3億7,300万円)しており、その事業内容は、物品販売、物品購入幹施、食堂経営となつていいる。年間売上総額は、23億6,900万円であり、当期利益金は900万円となつた。

第3 損益計算書及び貸借対照表

経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概要は、次のとおりである。

貸借対照表

(昭和44年3月31日現在)

(単位百万円)

経理単位 勘定科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
(借方)										
現金、預貯金	1,053	3,133	98	520	112	519	2	205	120	42
金銭信託	38	1,535	3	86	43	147		28		
その他の流動資産	489	918	9	22	32	305		358	12	541
組合員貸付金									39,634	
建物、構築物				121	60	4,386				
土地				28		985				
建設仮勘定				10		16				
その他の固定資産			27	38	90	556		5	12	61
貸付信託	123	1,590						2,352		
有価証券、有価証券信託	1,322	37,057						6,323		
証券投資信託		1,860						45		
長期貸付金		44,164								
投資不動産		20,693								
預託金		1,443								
計	3,025	112,393	137	825	337	6,914	2	9,316	39,778	644
(貸方)										
組合員貯金								8,844		
その他の流動負債	33	55	9	10	12	196		368	27	172
長期借入金					37	4,329			39,423	374
原価消却引当金			10	36	69	753		3	4	31
退職給与引当金			34	3	41	106		8	14	47
その他の引当金					1	575			310	8
支払準備金	2,204	127								
責任準備金		112,211								
別途積立金			14	276	77	649				1
不足金補てん積立金	788			10	10	306		93		11
剰余金			70	490	90		2			
計	3,025	112,393	137	825	337	6,914	2	9,316	39,778	644

損 益 計 算 書

(自 昭和43年4月1日)
(至 昭和44年3月31日)

(単位百万円)

経理単位 勘定科目	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	住 宅	貯 金	貸 付	物 資
(損 失)										
給 付 金	13,028	7,000								
役 職 員 給 与			118	18	112	659		25	46	147
厚 生 費				386		10				1
旅 費			34	11	4	18		2	9	2
事 務 費			36	3	3	26		4	11	8
薬品費、医療材料 費、飲食材料費					152	788				47
原 価 消 却 費			2	7	11	172			1	6
支 払 利 息					2	228		575	1,817	20
その他の支出		7	42	20	44	580		14	62	110
他経理へ繰入金		78		136						
次年度繰越支払準備 金	2,205	127								
次年度繰越責任準備 金		112,213								
当 期 利 益 金	320		17	123	8	61		21		9
計	15,553	119,425	249	704	336	2,542		641	1,946	350
(利 益)										
負 担 金、掛 金	13,451	23,924	156	648						
補 助 金、寄 附 金		9		23	2	55		1		15
施設収入、商品販 売益受託商品手数料				4	325	2,241				307
利息及び配当金	151	6,071	14	24	7	27		627	1,943	2
その他の収入	7	16	1	5	1	93		13	1	17
他経理より繰入金			78		1	126				9
前年度繰越支払準備 金	1,944	111								
前年度繰越責任準備 金		89,294								
当 期 不 足 金									2	
計	15,553	119,425	249	704	336	2,542		641	1,946	350